

衆議院経済産業委員会ニュース

平成 22.3.19 第 174 回国会第 3 号

3 月 19 日（金）第 3 回の委員会が開かれました。

1 小規模企業共済法の一部を改正する法律案（内閣提出第 46 号）

- ・直嶋経済産業大臣から提案理由の説明を聴取しました。
- ・直嶋経済産業大臣、松下経済産業副大臣、増子経済産業副大臣、大塚内閣府副大臣、峰崎財務副大臣、長浜厚生労働副大臣、近藤経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

（賛成 民主、自民、公明、共産）

（質疑者及び主な質疑内容）

松岡 広隆君（民主）

- ・小規模企業共済制度は意義のある制度であるが、十分に周知がされていないと考える。改正内容について具体的に予定している周知方法について聞きたい。
- ・長期間掛け金を支払う場合において、事業環境の変化等により、掛け金を支払うのが困難となった場合、掛け金の減額等の対応は可能か。

塩崎 恭久君（自民）

- ・現在の事業承継税制は法人化した中小企業のみを対象としているが、これを個人事業者の事業用資産についても将来的に広げる必要性について直嶋経済産業大臣はどのような認識を持っているか。
- ・共同経営者の判断基準は実態に即して省令において定めるとしているが、対象者の明確な定義及び省令をいつまでに制定するか聞きたい。

平 将明君（自民）

- ・今回の法案は公布の日から起算して 1 年以内に施行するとしているが、1 日でも早く加入したいという人のためにも早期施行すべきと考える。直嶋経済産業大臣の見解を聞きたい。
- ・改正貸金業法が 6 月から完全施行され、融資の総量規制により多重債務者は救われる一方で運転資金に困る中小

企業者も出てくると考えられるが、その点について政府として問題意識は持っているか。

佐藤 茂樹君（公明）

- ・共同経営者の人数の上限を 3 人とした理由は何か。また、共同経営者の加入資格について、制度加入後も継続的に確認を行う必要があると考えるが、具体的にどのような方を講じるのか。
- ・小規模企業共済制度及び中小企業退職金共済制度の重複加入を防止するため、経済産業省及び厚生労働省の連携を強化し、適切な確認体制を整備する必要があると考えるが、どのような対策を講じるつもりなのか。

吉井 英勝君（共産）

- ・我が国において無賃家族従業員の比率が欧米に比べて高い理由をどのように考えるか。
- ・家族従業員の報酬の必要経費への算入を認めない所得税法第 56 条により、家族従業員に様々な不利益が生じており、同条は廃止を検討すべきと考えるがどうか。